

令和7年度（2025年度）阿蘇世界文化遺産登録推進関西シンポジウム 運營業務委託基本仕様書

1 業務の名称

令和7年度（2025年度）阿蘇世界文化遺産登録推進関西シンポジウム運營業務委託

2 実施目的

阿蘇世界文化遺産登録推進協議会（発注者かつ事務局：熊本県）では、世界文化遺産登録を目指す「阿蘇」の価値や魅力を県外へ周知するために、大阪でシンポジウムを開催する。

シンポジウムでは、国内の有識者や阿蘇に思い入れのある人物による基調講演を行うほか、有識者を交えたパネルディスカッションやトーク並びに主催者、来賓者及び講演者等によるフォトセッションの機会も提供する。

また、シンポジウムの開催にあたりチラシ等の作成や新聞広告、SNS等の各種媒体での広報を行い、より多くの方に「阿蘇」の有する価値や魅力への理解を深めてもらい、「阿蘇」への来訪へ繋げるとともに、「阿蘇」の世界文化遺産登録推進の機運醸成を図ることを目的とする。

3 委託業務の内容

シンポジウムの運営及び広報に係る業務

- ① シンポジウムの運営（1日間）
- ② シンポジウムの広報
- ③ 当日配布資料の作成

① シンポジウムの運営

開催回数 計1回 開催形態 ハイブリッド方式（対面およびオンライン）

- ・ 基調講演（2名程度）およびパネルディスカッション（5名程度）
- ・ 上記、「2 実施目的」で提示した事項を主な目的とする。

<業務の内容>

a. シンポジウムの運営

(7) 日程 令和8年（2026年）2月8日（日）

11時～19時（準備等含む。シンポジウムの開催時間は13時～16時を予定）

(4) 会場 受注者が下記条件を満たす会場を提案すること。

※会場代及び機材等レンタル代については受託者の負担とする。

- ・ 令和8年（2026年）2月8日（日）で予約可能であること
- ・ 大阪市中心部にあるアクセスの良い会場であること。
- ・ メインとなる会場と別に、控室として2部屋程度予約可能であること
- ・ オンライン配信に係るスタッフ及び機器類や大阪・関西万博で使用した展示パネル等の展示スペースを配置した上で200名程度の収容が可能なキャパシティであること

※ただし、提案が困難な場合は、発注者が仮予約している以下の会場を利用することも可能である。

会場：ホテル日航大阪 5F 鶴全（660㎡）／控室2部屋

会場費：210万円程度

(ウ) 参加人数 200名程度（オンライン参加者は除く。）

(イ) その他 講演者等に対し飲料を提供すること。

b. 一般の方々が参加したくなるような戦略

関西で初めて開催することを踏まえ、一般の方々が参加したくなるような戦略を提案すること。

(ア) 著名な登壇者の手配

これまで阿蘇世界文化遺産登録推進学術委員や熊本県関係者を中心に受託者と協議のうえ登壇者を選定している。今年度のシンポジウムでは、講演者等を5名程度招聘予定であるが、関西で初めて開催することを踏まえ、一般の方々にも広く認知されている下記の条件に合致する登壇者を1名以上提案すること。

- ・参加者の興味を惹く登壇者を提案すること。なお、講演およびディスカッションに参加できることが望ましいが、いずれかの参加でも可とする。
- ・関西で著名かつ熊本県に縁がある人物や、関西で著名かつ阿蘇地域への知見や思い入れのある人物を提案すること。

※出演交渉等の調整は受託者が行うこと。

※最終的には、県と受託者が協議のうえ登壇者を決定する。

※基調講演は、1名は国内の有識者として熊本県関係者に依頼予定である。

※パネルディスカッションは、基調講演を依頼予定の国内有識者および知事の2名が参加予定である。

※その他の講演者等は、県と受託者が協議のうえ決定する。なお、出演交渉等については、阿蘇世界文化遺産登録推進学術委員や熊本県関係者が選定された場合を除き、受託者が行うこと。

(イ) 大阪・関西万博で使用した展示パネルや動画等の活用

当課が作成し、大阪・関西万博で使用したVR動画や2D動画、展示パネル等を活用すること。詳細は別紙のとおり。

(ウ) そのほかの戦略（例：興味を惹くテーマ設定）については、実施の有無を含め任意提案とする。

c. 講演者等の謝金、旅費、宿泊費の支払い

講演者等への謝金、旅費、宿泊費の支払いは、受託者の負担とする。謝金等については後掲「旅費・謝金の目安」を参考とすること。ただし、上記「b. 一般の方々が参加したくなるような戦略」の(ア)で提案する著名人についてはこの限りではない。

(旅費・謝金の目安)

項目	摘要
講演者旅費	・1名につき1泊12,000円程度の前後泊があることを想定し、大阪―熊本往復の旅費を目安とすること。 ・1名につき1日あたり2,200円程度の旅行諸費及び1夜につき2,200円程度の食卓料を加算すること。 ・旅費試算の際に交通手段、前後泊の有無等について各講演者等に照会し、その結果を支払額に反映すること。
謝金	・シンポジウム1時間につき20,000円を目安とする。

d. 司会者と当日運営スタッフの手配

- (ア) 司会者は全体進行を行うこと。
- (イ) オンライン配信プログラムでの司会経験が豊富な司会者を提案すること。
- (ウ) 司会者については、発注者と協議の上決定する。
- (エ) 当日運営スタッフとして、受付や誘導等の要員を確保すること。

e. 機材手配

会場用パソコン、プロジェクター、スクリーン、マイク3本、ピンマイク5個、レーザーポインター、録音機器（シンポジウムでの発言すべて）、付随する機材等を準備すること。

※会場での発言については速やかにテープ起こしを行い、7 成果品の納品（1）の業務実施報告書に掲載すること。

f. オンライン配信

- (ア) 当日用の配信プラットフォームを提供すること。シンポジウムを撮影し、オンライン参加者に配信すること。
- (イ) 当日のオンライン配信については、より多くのオンライン参加者を募るために、効果的な周知を行うこと。
- (ウ) オンライン配信後は、配信内容について有効的に活用するため、シンポジウム開催以降も広く視聴してもらうための効果的な方策を講じること。

g. ネットワーク構築

(ア) 配信用ネットワーク

円滑なオンライン配信を行うため、シンポジウム専用の回線を用意すること。NUROスタンダード相当以上を目安とすること。

(イ) 講演者等用 Wi-Fi 環境の支援

講演者等に対し、Wi-Fi 環境を提供すること。

h. 装飾等

(ア) シンポジウム横断幕、講演用縦断幕を設置すること。※デジタル表示も可。

(イ) 講演台、司会台、シンポジウム参加者席を設置すること。

(ウ) 会場内にクローゼットの設置がない場合は、講演者等向けハンガーラック等の備品は必要に応じて設置すること。

(エ) 座席名札 15 枚程度（講演者等、来賓者）

所属、氏名、Wi-Fi ログイン等の情報を印字すること。

(オ) すべて運搬、設営、撤去費用を契約金額に含むこと。

② シンポジウムの広報

(ア) 収容人数（200 名程度。オンライン参加者は除く）に達するまでに十分な広報媒体や手段等を自由に提案し、効果的な広報を行うこと。

(イ) 一般参加者申込

チラシ・ポスターを制作及び発送し、一般参加者の電話、メール、FAX 等での申込に対応できる組織態勢を整えること。チラシ・ポスターの発送先は、シンポジウムの参加者確保に最も効果的なものを選択すること。

A4 チラシ 片面カラー オフセット印刷方式 コート 90kg 印刷 3,000 枚

A 2 ポスター 片面カラー オフセット印刷方式 コート 110kg 印刷 100 部

(ウ) プレス対応

開催前、当日のプレス対応は発注者が担う。

(エ) シンポジウム後の広報（例：当日の開催概要を新聞紙面にて紹介する）については、実施の有無を含め任意提案とする。

③ 当日配布資料の作成

(ア) シンポジウムリーフレット

A 4 仕上がり二つ折りパンフレット 両面カラー オフセット印刷方式 コート 110kg
印刷 250 部

(イ) アンケート印刷 250 部

A 4 アンケート 原稿は発注者より MS ワード等の形式で支給する。

オンライン配信視聴者へのアンケートについても実施すること。

(ウ) ストラップ 15 個程度

講演者等と来賓者を一般参加者と識別すること。

4 著作権に係る留意事項

(1) 本業務にあたり、第三者（本県及び受託業者以外）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。

(2) 本業務により作製した成果品及び委託業務実施にあたり新たに製作、撮影したもの等に関する全ての著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、熊本県に帰属する。

5 委託期間

契約締結日から令和 8 年（2026 年）3 月 19 日（木）まで

6 契約上限額

13,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

7 成果品の納品

業務完了報告書の提出と併せて、委託業務の成果品として、次のものを納品する。

(1) 事業実施報告書の電子データ

(2) シンポジウム当日の写真及び動画

(3) (1)、(2) 及び事業で作成・使用したデータ等（紙媒体及び電子データ）を所収した
DVD-R 1 枚

※納品場所は熊本県阿蘇草原再生・世界遺産推進課

8 業務上の留意事項

(1) 業務の実施及び疑義については、発注者への連絡を十分に行わなければならない。

(2) 本業務で知り得た内容については、許可なく他に公表、転用及び貸与してはならない。

(3) 業務委託契約にあたっては、契約書に「報告及び調査」に関する条項を設け、契約期間中、発注者

がこの契約に関する報告又は調査の必要があると認める場合、それに応じていただく必要が生じるので、承知願う。

- (4) 災害や感染症等の不測の事態による影響で、シンポジウムの開催が困難であると判断される場合は延期もしくは中止する。
- (5) また、下記の条件が発生した場合は、発注者と協議のうえ、業務内容の見直しと契約内容の変更手続きを行う。
 - (7) 災害や感染症等の不測の事態による影響で大幅な業務内容の変更を余儀なくされ、当該仕様書に記載されている仕様とは別の業務を行う場合。
 - (イ) 当該仕様書に関連した経費のうち、見積以外の経費が発生した場合。
 - (ウ) 社会情勢の変化等により、シンポジウムを開催できなかった場合。